

証券コード 5591

2024年3月14日

(電子提供措置の開始日 2024年3月7日)

株 主 各 位

東京都中央区日本橋馬喰町二丁目3番3号
秋葉原ファーストスクエア9階
株 式 会 社 A V I L E N
代表取締役 高橋光太郎

第6回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第6回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://avilen.jp/>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「AVILEN」又は「コード」に当社証券コード「5591」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができます。お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2024年3月28日（木曜日）午後5時までに4頁から5頁をご参照の上、議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月29日（金曜日）午前10時（受付開始時間9時30分）
2. 場 所 東京都台東区浅草一丁目38番6号
台東区立浅草公会堂
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第6期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 役員の報酬額改定の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎会社法改正により、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトにアクセスの上、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年3月29日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年3月28日（木曜日）
午後5時入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、行使期限までに到着するようご郵送ください

行使期限

2024年3月28日（木曜日）
午後5時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 股

XXXXXXXXXX月XX日

議決権の数 XX 股

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

5. _____

6. _____

7. _____

8. _____

9. _____

10. _____

11. _____

12. _____

13. _____

14. _____

15. _____

16. _____

17. _____

18. _____

19. _____

20. _____

21. _____

22. _____

23. _____

24. _____

25. _____

26. _____

27. _____

28. _____

29. _____

30. _____

31. _____

32. _____

33. _____

34. _____

35. _____

36. _____

37. _____

38. _____

39. _____

40. _____

41. _____

42. _____

43. _____

44. _____

45. _____

46. _____

47. _____

48. _____

49. _____

50. _____

51. _____

52. _____

53. _____

54. _____

55. _____

56. _____

57. _____

58. _____

59. _____

60. _____

61. _____

62. _____

63. _____

64. _____

65. _____

66. _____

67. _____

68. _____

69. _____

70. _____

71. _____

72. _____

73. _____

74. _____

75. _____

76. _____

77. _____

78. _____

79. _____

80. _____

81. _____

82. _____

83. _____

84. _____

85. _____

86. _____

87. _____

88. _____

89. _____

90. _____

91. _____

92. _____

93. _____

94. _____

95. _____

96. _____

97. _____

98. _____

99. _____

100. _____

〇〇〇〇〇〇

ログイン用QRコード

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX

パスワード XXXXXX

見本

〇〇〇〇〇〇

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

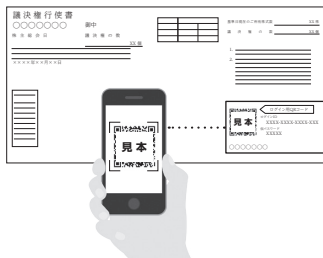
- ・インターネット等及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェアの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。

「ログインID・
仮パスワード」
を入力

「ログイン」を
クリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2023年 1月 1日から
2023年12月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社は「データとアルゴリズムで、人類を豊かにする」をパーパスに掲げ、「企業と人がAIを自在に使いこなし、発展し続ける豊かな未来」の実現に向けて、「AIを搭載したソフトウェアの開発」と「デジタル組織の構築を支援するプログラムの提供」を主軸に、企業のAI活用/DX推進による成長を支援してきました。

AI業界を取り巻く事業環境については、生成AIをはじめとしたAI利活用に対して各企業の注目度が一層高まっております。株式会社三菱UFJ銀行に対しては、2023年11月に生成AI活用による業務改革を支援するためのChatGPTアイデアソンを開催し、実務における活用事例163件を創出しました。昨今の技術の飛躍的進歩は、AIソフトウェア開発も含め当社のビジネスにとって追い風となっております。

また、2023年6月に資本業務提携を締結した株式会社大塚商会等との連携を更に加速させるために、株式会社大塚商会の経営層を含む全社員約8,600人に対し、日本e-Learning大賞「生成AI特別部門」を受賞したChatGPTビジネス研修を提供いたしました。今回の研修を通じて得られた商材の深い理解及び生成AI活用スキルの向上は、当社の「ビルドアップパッケージ」及び、当社のコアモジュールである「Instructea」と「ChatGPT」を組み合わせたChatGPT活用プラットフォームの「ChatMee (SaaS)」等のAVILENサービスの更なる販売促進に寄与する見込みです。

当事業年度（2023年1月1日から2023年12月31日まで）においては、AIソフトウェアユニット及びビルドアップユニットにおける顧客数・プロジェクト数は堅調に推移し、売上高は順調に推移いたしました。以上の結果、当事業年度は、売上高929,587千円（前事業年度比27.0%増）、営業利益171,930千円（前事業年度比55.8%増）、経常利益162,475千円（前事業年度比46.8%増）、当期純利益114,725千円（前事業年度比45.0%増）となりました。なお、当社はAIソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しておりますが、当社の販売実績を主な内訳に区分した売上高は、AIソフトウェアユニットは486,111千円（前事業年度比83.4%増）、ビルドアップユニットは443,476千円（前事業年度比5.0%減）となっております。

② 設備投資の状況

当事業年度中における当社の設備投資の総額は45,468千円で、その主な内容は、開発中の自社利用目的のソフトウェアを中心とした無形固定資産45,100千円であります。また、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社はAIソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

③ 資金調達の状況

当社は、2023年9月27日付で東京証券取引所グロース市場に株式上場し、一般募集（ブックビルディング方式による募集）により、総額97,520千円の資金調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第3期 (2020年12月期)	第4期 (2021年12月期)	第5期 (2022年12月期)	第6期 (当事業年度) (2023年12月期)
売上高 (千円)	54,726	477,649	732,090	929,587
経常利益又は 経常損失 (△) (千円)	△28,001	84,257	110,702	162,475
当期純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	△19,278	58,826	79,136	114,725
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	△0.64	9.80	13.19	19.08
総資産 (千円)	225,006	367,053	415,724	624,954
純資産 (千円)	63,651	123,872	204,389	415,705
1株当たり純資産 (円)	2.12	20.41	33.68	68.48

(注) 1. 第3期については、決算期変更により5ヶ月の変則決算となったことにより、経常損失及び当期純損失を計上しております。

2. 当社は、2023年7月20日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。第4期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③ その他

日本郵政株式会社及び日本郵政キャピタル株式会社は、当社のその他の関係会社であり、当社の株式を21.81%保有しています。当社は日本郵政キャピタル株式会社と資本業務提携契約を締結しています。

(4) 対処すべき課題

当社が対処すべき主な課題は以下のとおりです。

①業界及び顧客基盤の拡張

持続的な成長のためには業界や顧客基盤の拡張が必要となります。当社の優位性は「(i)特定の業界に限定されない顧客の課題を捉え、マルチモーダルなAIソフトウェアの開発を可能にする技術コアモジュール」、「(ii)潜在的なAI/DX市場を創出し、高い継続率を実現するビジネスモデル」、「(iii)業界全体が抱える成長ボトルネックを解消する「AVILEN DS-Hub」のエコサイクル」、「(iv)高いブランド認知による顧客獲得能力」であり、これらの競争優位性は特定業界に限定されず幅広い業界において発揮されます。当社は既存の業界及び顧客で積み上げた実績や知見を活用することで継続的に成長を続けてまいります。

②一顧客当たり売上高の向上と契約の長期化

当社は、様々な業界の顧客に対し、ビジネスプロセスへのAI実装・データ利活用の支援（「AIソフトウェアユニット」）、組織のDXアセスメントやDXロードマップの策定、経営企画やエンジニア等部門横断的なAI人材の育成による組織開発の支援（「ビルドアップユニット」）を実施しております。初期的には課題の特定、概念検証等を行い、それらの結果を踏まえて具体的なサービスの提供、AIアルゴリズムの実装や運用へと領域を拡充いたします。従いまして、その成果に応じて、顧客企業との契約期間が長期化することが見込まれております。また、前年度から契約が継続した顧客との取引は、「ビルドアップユニット」におけるコンテンツ間での取引拡充、「AIソフトウェアユニット」においては、より高度なAIモデルの実装や運用が必要になることが多いため、結果として一顧客当たり売上高は上昇する傾向にあります。

③既存パッケージ型ソフトウェアの強化と新規パッケージ型ソフトウェアの開発

当社はこれまで資本業務提携先の企業や各業界の上場企業をはじめとした企業に対するAI実装・データ利活用の支援を通じて、「AI Seed」や「ChatMee」といったパッケージ型ソフトウェアを開発・提供してきました。今後は既存パッケージ型ソフトウェアの強化と新規パッケージ型ソフトウェアの開発が課題となりますが、そのために、開発体制の強化及び資本業務提携先との連携深化を進めてまいります。

④技術とビジネス双方において優れた人材の育成

持続的な成長のためには、技術面及びビジネス面の双方で優れた人材が必要であり、人材の確

保と育成が課題となってまいります。当社には、AIアルゴリズムの構築等の技術面の豊富な知見を有するデータサイエンティストやエンジニアに加え、AIを活用した具体的な解決策の提示や難易度の高いAIプロジェクトのマネジメント等のビジネス面での執行能力を有するコンサルタントが在籍しております。更には「AVILEN DS-Hub」を通じた採用も行うことで、今後も、技術面及びビジネス面の双方の課題を解決できる能力を持つ人材の育成・採用に投資を継続してまいります。

⑤非連続な成長を支える事業資金の確保

当社は安定的にキャッシュ・フローを創出しているため、過去第三者割当増資等の資金調達を必要とせずでしたが、今後の更なる事業拡大に伴う人材獲得や経営基盤の強化、非連続な成長のためのM&A等のアクション等のために、戦略的な資金調達を検討していく方針です。

(5) 主要な事業内容 (2023年12月31日現在)

当社は、「データとアルゴリズムで、人類を豊かにする」をパーパスに掲げ、「企業と人がAIを自在に使いこなし、発展し続ける豊かな未来」の実現に向けて、生成AIをはじめとする当社が独自開発した技術コアモジュールである「AVILEN AI」を活用したAIソフトウェアの開発及び実装、また、AIドリブンなビルドアップコンテンツ（DXやAIを推進するための組織開発や人材育成コンテンツ）も提供することで、企業のAI実装推進を一気通貫で支援する「AIソリューション事業」を展開しております。

(6) 主要な営業所等 (2023年12月31日現在)

当社の営業所は、東京都中央区に所在する本社のみであります。

(7) 使用人の状況 (2023年12月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
54 (7) 名	9名増 (4名増)	30.0歳	1.9年

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パートタイマー及びアルバイトは () 内に年間の平均人数を外数で記載しております。

2. 当社はAIソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

(8) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2023年9月27日付で東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。

2. 株式の状況 (2023年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 24,000,000株
(2) 発行済株式の総数 6,050,000株
(3) 株主数 2,768名
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日 本 郵 政 キ ャ ピ タ ル 株 式 会 社	1,319,950株	21.81%
株 式 会 社 大 塚 商 会	1,140,000	18.84
ジ ャ フ コ S V 6 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	635,560	10.50
崔 一 鳴	405,000	6.69
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	251,500	4.15
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	236,600	3.91
大 川 遥 平	207,000	3.42
ジ ャ フ コ S V 6 - S 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	158,940	2.62
吉 田 拓 真	108,000	1.78
高 橋 光 太 郎	99,000	1.63

(注) 当社は、自己株式を保有していません。

(5) その他株式に関する重要な事項

2023年7月20日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行い、発行可能株式総数が120,000,000株から24,000,000株に、発行済株式の総数が30,000,000株から6,000,000株に減少しております。また、2023年9月26日を払込期日とする有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）による新株式発行により、発行済株式の総数は50,000株増加しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 1 回 新 株 予 約 権	第 5 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2021年5月20日	2023年6月29日
新 株 予 約 権 の 数		186,000個	43,260個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 186,000株 (新株予約権1個につき 1株)	普通株式 43,260株 (新株予約権1個につき 1株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり1.5円	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 320円 (1株当たり 320円)	新株予約権1個当たり 1,670円 (1株当たり 1,670円)
権 利 行 使 期 間		2021年5月21日から 2031年5月20日まで	2025年7月18日から 2033年6月28日まで
行 使 の 条 件		(注) 1	(注) 2
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 186,000個 目的となる株式数 186,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 35,400個 目的となる株式数 35,400株 保有者数 3名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 6,000個 目的となる株式数 6,000株 保有者数 1名
	監 査 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 1,860個 目的となる株式数 1,860株 保有者数 2名

(注) 1. 行使の条件

①新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存する全ての本新株予約権を行使することができないものとする。

(a)320円を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なる認められる価格である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。

(b)320円を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。

(c)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、320円を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

(d)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が320円を下回る価格となったとき。

②新株予約権者は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

③新株予約権者は、割当日から権利行使時まで継続して、当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。

④新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

⑤本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑥各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

2. 行使の条件

①新株予約権者は、割当日から権利行使時まで継続して、当社の取締役、監査役または従業員であることを要するものとする。

②新株予約権者は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。この場合において、本新株予約権は以下の(i)乃至(iii)に定める区分に従って、順次、行使可能となるものとする。

(i)割当日から2年後の応当日から割当日から3年後の応当日の前日までは、割当てられた本新株予約権の個数の3分の1（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる。）について、行使可能となる。

(ii)割当日から3年後の応当日から割当日から4年後の応当日の前日までは、行使された本新株予約権の累積個数（上記(i)の期間中に行使された本新株予約権の個数を含む。）が割当てられた本新株予約権の個数の3分の2（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる。）に満つるまで行使可能となる。

(iii)割当日から4年後の応当日から行使期間末日までは、割当てられた本新株予約権の全ての個数について、行使可能となる。

③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとする。

④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとする。

⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとする。

3. 2023年6月29日開催の臨時株主総会の決議により、2023年7月20日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新

株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。また、「新株予約権の払込金額」は、当該株式併合により新株予約権1個当たり7.5円に相当しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第 5 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2023年6月29日	
新 株 予 約 権 の 数		30,750個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき	30,750株 1株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり)	1,670円 1,670円)
権 利 行 使 期 間		2025年7月18日から 2033年6月28日まで	
行 使 の 条 件		(注) 1	
使用人等への交付状況	当 社 使 用 人	新株予約権の数 目的となる株式数 交付対象者数	30,750個 30,750株 43名

(注) 1. 行使の条件

- ①新株予約権者は、割当日から権利行使時まで継続して、当社の取締役、監査役または従業員であることを要するものとする。
- ②新株予約権者は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。この場合において、本新株予約権は以下の(i)乃至(iii)に定める区分に従って、順次、行使可能となるものとする。
 - (i)割当日から2年後の応当日から割当日から3年後の応当日の前日までは、割当てられた本新株予約権の個数の3分の1（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる。）について、行使可能となる。
 - (ii)割当日から3年後の応当日から割当日から4年後の応当日の前日までは、行使された本新株予約権の累積個数（上記(i)の期間中に行使された本新株予約権の個数を含む。）が割当てられた本新株予約権の個数の3分の2（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる。）に満つるまで行使可能となる。
 - (iii)割当日から4年後の応当日から行使期間末日までは、割当てられた本新株予約権の全ての個数について、行使可能となる。

- ③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとする。
 - ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとする。
 - ⑤各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできないものとする。
2. 2023年6月29日開催の臨時株主総会の決議により、2023年7月20日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2023年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役	高 橋 光 太 郎	－
取 締 役	大 川 遥 平	－
取 締 役	錦 拓 男	－
取 締 役	岡 田 拓 郎	一般社団法人金融データ活用推進協会代表理事 株式会社Lupinus社外取締役
取 締 役	小 野 種 紀	PCIホールディングス株式会社社外取締役
常 勤 監 査 役	小 玉 泰 子	小玉泰子公認会計士事務所
監 査 役	山 本 飛 翔	弁護士法人法律事務所amaneku代表弁護士 ストックマーク株式会社社外監査役 株式会社オンリーストーリー社外監査役
監 査 役	矢 治 博 之	株式会社チェンジホールディングス社外監査役 美和ロック株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役岡田拓郎氏及び小野種紀氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役小玉泰子氏、山本飛翔氏及び矢治博之氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役小玉泰子氏及び矢治博之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 監査役山本飛翔氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 6. 当事業年度中に退任した役員の氏名、退任時の会社における地位、並びに退任時の担当及び重要な兼職の状況は、次のとおりです。

退任日	退任時の 会社における地位	氏 名	退任時の 担当及び重要な兼職の状況
2023年6月30日	社 外 取 締 役	柳 舘 勇 介	ジャフコグループ株式会社 従業員
2023年6月30日	社 外 取 締 役	渡 邊 乃 扶 子	ジャフコグループ株式会社 従業員
2023年6月30日	社 外 監 査 役	南 黒 沢 晃	ジャフコグループ株式会社 事業投資部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は役員、執行役員及び管理職従業員等であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。当該保険契約により被保険者が負担することになる職務遂行上の過失等を理由とする法律上の損害賠償責任に関わる損害に係る費用について、当該保険契約により填補することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意による法令違反に係る損害賠償請求等の一定の事由に対しては、補償の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年9月13日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容の概要は次のとおりです。

- ・ 取締役の報酬等は基本報酬より構成し、当該基本報酬は月例の固定報酬とする。
- ・ 取締役の報酬の決定に際して、職務職責や能力の状況、これまでの経験値、同業他社の状況その他考慮すべき事項を総合的に踏まえ、各取締役の個別報酬額を決定する。
- ・ 各取締役の報酬額を決議する取締役会において、報酬の透明性を確保するために、社外取締役又は監査役の適切な関与・助言等を求めるものとする。
- ・ 業績連動報酬及び非金銭報酬については、今後適切な時期に、適切な内容及び方法による導入を検討するものとする。また、業績連動報酬及び非金銭報酬を導入した際の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ決定するものとする。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	36,108千円 (1,908)	36,108千円 (1,908)	－千円 (－)	－千円 (－)	5名 (2)
監査役 (うち社外監査役)	8,100 (8,100)	8,100 (8,100)	－ (－)	－ (－)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	44,208 (10,008)	44,208 (10,008)	－ (－)	－ (－)	8 (5)

- (注) 1. 取締役及び監査役の報酬の額は、第5回定時株主総会において2023年3月30日に決議しております。
2. 取締役の支給人員は、無報酬の取締役2名(うち社外取締役2名)を除いております。
3. 監査役の支給人員は、無報酬の監査役1名(うち社外監査役1名)を除いております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 取締役岡田拓郎氏は、一般社団法人金融データ活用推進協会の代表理事及び株式会社Lupinusの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・ 取締役小野種紀氏は、PCIホールディングス株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・ 監査役小玉泰子氏は、小玉泰子公認会計士事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・ 監査役山本飛翔氏は、弁護士法人法律事務所amanekuの代表弁護士、ストックマーク株式会社の社外監査役及び株式会社オンリーストーリーの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・ 監査役矢治博之氏は、株式会社チェンジホールディングスの社外監査役及び美和ロック株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 岡田拓郎	当事業年度に開催された取締役会26回の全てに出席いたしました。金融機関での豊富な経験に加え、一般社団法人金融データ活用推進協会代表理事を務めており、金融や金融業界のデジタル領域に関する高い見識を有していることから、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べております。当社の企業価値の更なる向上を推進するために専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 小野種紀	2023年3月30日就任以降、当事業年度に開催された取締役会21回の全てに出席いたしました。金融機関での豊富な経験に加え、過去に代表取締役社長をはじめ複数社で取締役を務めており、企業経営に関する豊富な経験を有していることから、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べております。当社の企業価値の更なる向上を推進するために専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 小玉泰子	当事業年度に開催された取締役会26回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社における内部統制強化に向けた必要な助言・提言を行っております。
監査役 山本飛翔	当事業年度に開催された取締役会26回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコーポレート・ガバナンス強化のために必要な助言・提言を行っております。
監査役 矢治博之	2023年3月30日就任以降、当事業年度に開催された取締役会21回の全てに、また、監査役会9回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社における内部統制強化に向けた必要な助言・提言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社では、役職員が、コンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行うこととしております。

(2) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応することとしております。

(3) 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行うこととしております。

(4) 監査役は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査することとしております。

(5) 内部監査担当者は、当社の法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行うこととしております。また、監査を受けた部署は、是正・改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずることとしております。

(6) 役職員の法令違反については、就業規則等に基づき、処罰の対象とすることとしております。

(7) 役職員の職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立することとしております。

(8) コンプライアンスに関する諸規程、必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営することとしております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 文書管理規程を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理するとともに、取締役及び監査役が閲覧・謄写可能な状態としております。

(2) 情報セキュリティ管理規程を定め、情報資産の保護・管理を行うこととしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 取締役は、当社の事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努めることとしております。

(2) リスク管理・コンプライアンス規程及びBCP（事業継続計画）を定め、災害、事故、システム障害等の不測の事態に備えております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会は、定款及び取締役会規程に基づき運営し、月次で定時開催し、又は必要に応

じて随時開催することとしております。

(2) 取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に業務を執行することとしております。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、業務分掌規程及び稟議規程を制定することとしております。

⑤ 役職員が監査役に報告するための体制及び当該報告者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 役職員は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、内部監査の状況等について、速やかに監査役に報告することとしております。

(2) 役職員は、監査役の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告することとしております。また、監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱いを禁じるものとしております。

(3) 当社は社内外に窓口を置く内部通報制度を設け、当社における法令違反等を早期に発見する体制を整備するとともに、通報者に対して通報したことによる不利益な取扱いを禁じるものとしします。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(1) 現在、当社では、監査役の職務を補助すべき使用人はいませんが、監査役又は監査役会から要請があった場合は、監査役室を置き、必要な人員を配置することとしております。

(2) 監査役の職務を補助すべき使用人を置く場合には、当該使用人は、取締役の指示命令を受けないものとしております。

⑦ 上記⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役室の社員の人事異動、人事考課等については、監査役会の事前の同意を得るものとしております。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、定期的に代表取締役と意見交換を行っております。

(2) 監査役は、定期的に監査法人と意見交換を行うこととしております。

(3) 監査役は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の意見・アドバイスを得ることができることとしております。

(4) 監査役は、定期的に内部監査担当者と意見交換を行い、連携の強化を図ることとしております。

⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等により速やかに処理を行う体制としております。

⑩ 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行います。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業の社会的責任及び企業防衛の観点から、反社会的勢力排除規程を制定し、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないこととしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役会

取締役会は、取締役5名（うち社外取締役2名）で構成しており、議長を代表取締役とし、原則として月1回の定時取締役会のほか、必要に応じ臨時開催しております。取締役会は、当社の業務執行の決定、取締役の業務執行状況及び業績のモニタリングを行うほか、取締役会で定めたコーポレート・ガバナンスの基本方針に従い経営戦略、中長期的な事業計画及び内部統制体制等の審議に注力しております。

② 監査役会

監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名の計3名で構成され、全員が社外監査役

です。監査役会は、議長を常勤監査役とし、月1回の定時監査役会のほか、必要に応じ臨時の監査役会又は会計監査人、内部監査担当者及び社外取締役等とのミーティングを実施しております。

常勤監査役は、取締役会その他の当社の重要な会議体及び委員会への出席並びに当社の役員、執行役員及び主要な従業員との定期的なミーティング等を通じ業務執行状況を把握し、必要に応じ意見を述べるとともに、監査役会の議長として議案の立案又は取りまとめ、定期的な常勤監査活動の報告を行っております。

各監査役は、独立した立場から経営に対する適正な監視を行い、監査役会において情報を共有・審議し、必要に応じて取締役に対して提言・助言を行うなど、実効性ある監査を行っております。

③ 会計監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。

④ 内部監査

当社では、会社の規模が比較的小さいため独立した内部監査部門は設けておりません。当社の内部監査は、経営管理チーム長が内部監査担当者として実施しております。ただし、監査の対象部署が内部監査担当者の分掌業務であるときには、代表取締役の指示を受けて他の部署に属する者が監査業務を行っております。内部監査は、代表取締役の承認を受けた内部監査計画に基づき実施し、監査結果は代表取締役のほか、取締役会にも直接報告することとしております。

⑤ リスク管理・コンプライアンス委員会

リスク管理・コンプライアンス委員会は、代表取締役の直属機関であると同時に、具体的なリスク管理活動又は緊急時対応に関する執行機関であり、代表取締役、各部門の責任者、常勤監査役、事務局担当者にて構成しております。議長を代表取締役とし、四半期に一度定時会を開催するほか、必要に応じて適宜開催し、当社のリスク管理体制の構築及び運用に関する各種施策のほか、クレーム・インシデント事案の対応について審議し、答申しています。また、緊急事態発生時には、対応策に関する決定・指示機関として機能することを予定しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と財務体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。また、配当の決定機関は、期末配当については定時株主総会、中間配当については取締役会であります。

しかしながら、当社は成長過程にあるため、将来の事業展開と財務体質の強化のため必要な内部留保の確保を優先し、創業以来配当を実施しておりません。

現在におきましても、内部留保の充実を優先しておりますが、将来的には経営成績及び財務状態を勘案しながら株主への利益の配当を目指していく方針であります。ただし、配当実施の可能性及びその実施時期等につきましては、現時点において未定であります。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、将来の事業展開と財務体質の強化のための財源として、有効に活用していく方針であります。

貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	532,827	流動負債	209,249
現金及び預金	279,689	買掛金	12,457
売掛金及び契約資産	221,631	未払金	19,286
預金	2,810	未払費用	37,001
前払費用	5,963	未払消費税等	76,129
その他	17,604	未払法人税等	22,469
固定資産	92,126	未払法の	27,981
有形固定資産	432	その他	13,923
建物	0	負債合計	209,249
工具、器具及び備品	432	(純資産の部)	
無形固定資産	63,657	株主資本	414,310
著作権	4,535	資本金	51,760
ソフトウェア	23,387	資本剰余金	48,760
ソフトウェア仮勘定	35,734	資本準備金	48,760
投資その他の資産	28,037	利益剰余金	313,790
敷金及び保証金	13,551	その他利益剰余金	313,790
繰延税金資産	14,485	繰越利益剰余金	313,790
資産合計	624,954	新株予約権	1,395
		純資産合計	415,705
		負債純資産合計	624,954

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		929,587
売上原価		277,779
売上総利益		651,808
販売費及び一般管理費		479,877
営業業利益		171,930
営業外収益		
受取利息	2	
その他	905	907
営業外費用		
為替差損	139	
上場関連費用	9,545	
株式交付費	678	10,363
経常利益		162,475
特別利益		
新株予約権戻入益	930	930
特別損失		
減損損失	1,054	1,054
税引前当期純利益		162,350
法人税、住民税及び事業税	46,510	
法人税等調整額	1,115	47,625
当期純利益		114,725

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						新株予約権	純資産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株主資本 合 計		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合 計			
				繰越利益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	3,000	-	-	199,064	199,064	202,064	2,325	204,389
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	48,760	48,760	48,760			97,520		97,520
当 期 純 利 益				114,725	114,725	114,725		114,725
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							△930	△930
当 期 変 動 額 合 計	48,760	48,760	48,760	114,725	114,725	212,245	△930	211,315
当 期 末 残 高	51,760	48,760	48,760	313,790	313,790	414,310	1,395	415,705

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

- ・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2年5ヶ月

工具、器具及び備品 4年

② 無形固定資産

定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度においては、貸倒実績がなく、また貸倒懸念債権もないため、貸倒引当金は計上しておりません。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。なお、当事業年度においては、賞与支給見込はないため、賞与引当金は計上しておりません。

(5) 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。当社は、AI搭載のソフトウェア開発とビルドアップパッケージ（デジタル組織の構築支援）を主軸としたAIソリューションを提供しております。

AIソフトウェアユニット

当社は、展開するAIソフトウェアごとに共同研究開発や初期導入フェーズにおける課題特定や全社戦略策定の支援、PoCの実施、AIアルゴリズムの構築及びシステム実装等を提供しており、主に準委任契約に基づくサービスの提供が履行義務となります。また、AI技術実装後のフェーズにおける運用やサービス提供が履行義務となります。当該履行義務は、契約期間にわたってサービスを提供することで充足し、契約期間に応じた収益を計上しております。

一方で、当社は請負契約に基づくサービスの提供も行っており、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたってインプット法により履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、当該進捗度に応じて収益を認識しております。進捗度を合理的に見積ることができない契約については、原価回収基準を適用しております。なお、取引開始日から完全に履行義務を充足するまでの期間がごく短い案件については、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

ビルドアップユニット

当社は、AI内製化支援からAI・DX人材の育成を行うビルドアップコンテンツを提供しており、契約に基づくデジタル組織開発コンテンツの提供が履行義務となります。当該履行義務は、コンテンツの提供期間にわたってサービスを提供することで充足し、コンテンツの提供期間に応じた収益を計上しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	14,485千円
--------	----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りに関する情報

① 算出方法

繰延税金資産は、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。

② 主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性に用いられる将来の課税所得の見積りは、事業計画を基礎としており、業界環境や収益動向等を考慮の上で設定した売上予測をその主要な仮定としております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の計算書類において繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	3,127千円
----------------	---------

4. 損益計算書に関する注記

減損損失

- ① 減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

用途	種類	場所
事業用資産	ソフトウェア	本社

- ② 減損損失を認識するに至った経緯

AIソフトウェアユニットの事業用資産に係る一部のプロダクトについて、収益性の低下により投資額の回収が見込めないことから、減損損失を認識するものであります。

- ③ 減損損失の金額

1,054千円

- ④ 資産のグルーピングの方法

事業用資産においては、管理会計上の区分を基準にグルーピングを行っております。

- ⑤ 回収可能価額の算定方法

回収可能価額をゼロとし、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 6,050,000株

- (2) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 191,070株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金は自己資金で賄っております。また、デリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスク及び販売代金の回収を委託している取引先の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、オフィスの賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金はそのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(i) 信用リスクの管理

営業債権については、与信管理規程に従い、担当部署が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(ii) 市場リスクの管理

為替変動リスクについては、為替の変動を定期的にモニタリングしております。

(iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

担当部署が月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「売掛金及び契約資産」、「買掛金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
敷 金 及 び 保 証 金	13,551千円	13,538千円	△13千円

(注) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超5年以内
敷 金 及 び 保 証 金	－千円	13,551千円

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区 分	時 価			合 計
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	
敷 金 及 び 保 証 金	－千円	13,538千円	－千円	13,538千円

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、賃貸借契約の終了期間を考慮した敷金及び保証金の返還予定時期に基づき、リスクフリーレートで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	2,979千円
減価償却超過額	6,441千円
一括償却資産	496千円
敷金償却額	2,698千円
その他	1,870千円
繰延税金資産合計	14,485千円

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

売上区分	金額 (千円)
AIソフトウェアユニット	486,111
ビルドアップユニット	443,476
顧客との契約から生じる収益	929,587
外部顧客への売上高	929,587

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	金額 (千円)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	112,601
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	220,776
契約資産 (期首残高)	3,348
契約資産 (期末残高)	854
契約負債 (期首残高)	75,086
契約負債 (期末残高)	76,129

契約資産は、顧客との受託開発契約のうち進捗度に基づき収益を認識した未請求の履行義務に係る対価に関するものであり、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替え

られます。

契約負債は、主に履行義務の充足に伴って収益を認識する契約について、顧客から受け取った前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

期首の契約負債残高は、全て当事業年度の収益として認識されております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 68円48銭

(2) 1株当たり当期純利益 19円08銭

(注) 当社は、2023年7月20日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。当該株式併合については、当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年2月16日

株式会社AVILEN
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	酒 井 博 康
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	柴 田 勝 啓

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社AVILENの2023年1月1日から2023年12月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照

表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表) 及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月19日

株式会社 A V I L E N	監査役会
常勤監査役 (社外監査役)	小玉 泰子 ㊟
社外監査役	山本 飛翔 ㊟
社外監査役	矢治 博之 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)により、新たに「場所の定めのない株主総会」(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が認められたことに伴い、定款第13条第3項を追加するものであります。バーチャルオンリー株主総会は、遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化、効率化及び円滑化につながると考えております。なお、当社は当該変更にあたり経済産業大臣及び法務大臣によって経済産業省令及び法務省令で定める要件に該当する旨の確認を受けております。

(2) 2022年9月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定により、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、定款第15条第2項を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第5条 (条文省略)	第1条～第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第6条～第12条 (条文省略)	第6条～第12条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集および招集権者) 第13条 (条文省略) ② (条文省略) (新 設)</p> <p>(議長) 第14条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当 たる。代表取締役に事故または支障がある ときは、取締役会によって定めた順序によ って、他の取締役がこれに代わる。取締役全員 に事故があるときは、<u>当該株主総会において 出席株主のうちから議長を選出する。</u></p> <p>(電子提供措置等) 第15条 (条文省略) (新 設)</p> <p>第16条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役、代表取締役および取締役会</p> <p>第19条～第30条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第31条～第40条 (条文省略)</p> <p>第6章 会計監査人</p>	<p>(招集および招集権者) 第13条 (現行どおり) ② (現行どおり) ③ <u>当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会 とすることができる。</u></p> <p>(議長) 第14条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当 たる。代表取締役に事故または支障がある ときは、取締役会によって定めた順序によ って、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(電子提供措置等) 第15条 (現行どおり) ② <u>当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省 令で定めるものの全部又は一部について、議決権の 基準日までに書面交付請求した株主に対して交付す る書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第16条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役、代表取締役および取締役会</p> <p>第19条～第30条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第31条～第40条 (現行どおり)</p> <p>第6章 会計監査人</p>

現 行 定 款	変 更 案
第41条～第43条 (条文省略) 第7章 計算	第41条～第43条 (現行どおり) 第7章 計算
第44条～第46条 (条文省略) 第8章 附則	第44条～第46条 (現行どおり) 第8章 附則
第47条 (条文省略)	第47条 (現行どおり)

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役岡田拓郎氏は任期満了により退任されますので1名を減員し、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	たかはし こうたろう 高橋 光太郎 (1995年1月29日)	2019年8月 当社入社 2019年11月 当社取締役就任 2020年12月 当社代表取締役就任（現任）	99,000株
	<p>【取締役候補者とした理由】 高橋光太郎氏は、創業メンバーとして当社の事業拡大及び経営を牽引してきました。これらの経験及び見識に基づき、当社の更なる事業拡大及び経営全般に対する適切な役割が期待できると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。</p>		
2	おおかわ ようへい 大川 遥平 (1994年7月4日)	2018年8月 当社設立 当社取締役就任（現任）	207,000株
	<p>【取締役候補者とした理由】 大川遥平氏は、2018年の創業以来、AIシステム開発プロジェクトの企画及び遂行を主として、当社の事業成長に貢献してきました。これらの経験及び見識に基づき、当社の更なる事業拡大及び経営全般に対する適切な役割が期待できると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。</p>		
3	にしき たくお 錦 拓男 (1984年9月10日)	2010年4月 株式会社三井住友銀行入行 2012年4月 S M B C 日興証券株式会社入社 2020年6月 株式会社三井住友銀行入行（復籍） 2020年9月 株式会社A C S L入社 2021年8月 当社執行役員C F O就任 2022年3月 当社取締役C F O就任（現任）	—
	<p>【取締役候補者とした理由】 錦拓男氏は、財務戦略全般に精通しコーポレート面で当社の企業価値拡大及び経営を牽引してきました。これらの経験及び見識に基づき、当社の更なる企業価値拡大及び経営全般に対する適切な役割が期待できると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。</p>		

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
4	<p style="text-align: center;">おの たねき 小野 種紀 (1956年10月15日)</p>	<p>1988年9月 米国サリヴァン・アンド・クロムウェル 法律事務所入所</p> <p>1997年7月 ゴールドマン・サックス証券入社</p> <p>2011年4月 株式会社三井住友銀行入行</p> <p>2011年10月 同社執行役員就任</p> <p>2015年1月 S M B C日興証券株式会社常務執行役員 就任</p> <p>2016年3月 同社常務取締役就任</p> <p>2017年1月 日本郵便株式会社専務執行役員就任</p> <p>2017年6月 トールホールディングス取締役就任</p> <p>2018年6月 トールエクスプレスジャパン株式会社取 締役就任</p> <p>2018年10月 J P トールロジスティクス株式会社取締 役就任</p> <p>2021年4月 日本郵政株式会社専務執行役員就任</p> <p>2021年4月 日本郵政キャピタル株式会社代表取締役 社長就任</p> <p>2022年12月 P C I ホールディングス株式会社社外取 締役就任 (現任)</p> <p>2023年3月 当社社外取締役就任 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) P C I ホールディングス株式会社社外取締役</p>	—
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>小野種紀氏は、金融機関での豊富な経験に加え、過去に代表取締役社長をはじめ複数社で取締役を務めており、企業経営に関する豊富な経験を有しております。</p> <p>これらの経験及び見識に基づき、当社の取締役会において適時適切な助言を期待するとともに、客観的な立場から当社の経営を監督し、当社の企業価値の更なる向上を推進するために適切な人材であるため、引き続き社外取締役候補者としました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小野種紀氏は、社外取締役候補者であります。
3. 小野種紀氏の当社の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって1年であります。
4. 当社は、小野種紀氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務遂行上の過失等を理由とする法律上の損害賠償責任に関わる損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、小野種紀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第3号議案 役員の報酬額改定の件

当社の取締役及び監査役の報酬額は、2023年3月30日開催の第5回定時株主総会において、取締役の報酬額を月額3,034千円（うち社外取締役分184千円）、監査役の報酬額を月額700千円と決議いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化や経営環境の変化に伴い取締役及び監査役の責務が増大したことなど諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を年額60,000千円以内（うち社外取締役分10,000千円以内）、監査役の報酬額を年額10,000千円以内と改めさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会での審議の上決定しており、相当であるものと判断しております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告17ページに記載のとおりであります。

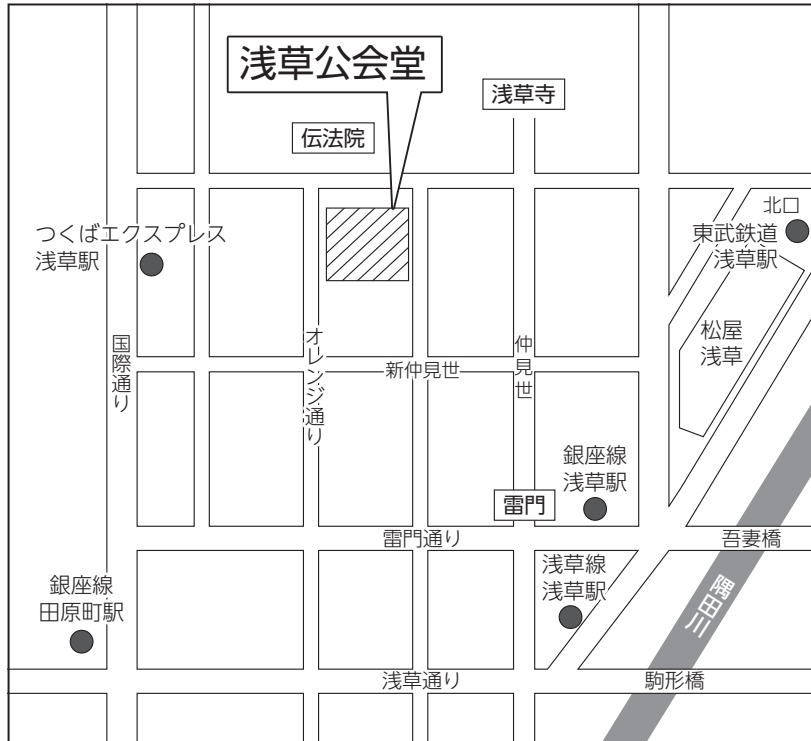
なお、現在の取締役は5名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は4名（うち社外取締役1名）となります。また、現在の監査役は3名ですが、監査役の員数に変更はありません。

以 上

第6回定時株主総会会場ご案内図

東京都台東区浅草一丁目38番6号

台東区立浅草公会堂



最寄り駅

- ・東京メトロ銀座線「浅草駅」1番・3番出口より徒歩5分
 - ・都営地下鉄浅草線「浅草駅」A4番出口より徒歩7分
 - ・東武鉄道「浅草駅」北口より徒歩5分
 - ・つくばエクスプレス「浅草駅」A1出口より徒歩3分
- ※駐車場の準備はいたしておりませんのでご了承のほど
お願いいたします。